

# 杉並区立郷土博物館条例

昭和六十三年十二月一日

条例第二十二号

改正 平成一二年 三月二二日条例第三七号

平成一三年 三月 七日条例第一一号

(設置)

**第一条** 区民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)に基づき、杉並区立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)を杉並区大宮一丁目二十番八号に設置する。

(事業)

**第二条** 郷土博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 考古、歴史、民俗等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 資料に関する必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- 三 資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 四 資料に関する刊行物等を編集し、発行すること。
- 五 資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- 六 区内の学校教育等における郷土の学習活動に関する援助を行うこと。
- 七 他の博物館、図書館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力すること。
- 八 前各号のほか、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(観覧料等)

**第三条** 郷土博物館の展示を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

**第四条** 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を制限し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 郷土博物館の展示品、施設、設備等をき損するおそれがあると認めるとき。
- 三 前二号のほか、管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

**第五条** 入館者は、郷土博物館の展示品、施設、設備等に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由が

あると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(協議会)

**第六条** 法第二十条第一項の規定に基づき、郷土博物館に杉並区立郷土博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、教育委員会が委嘱する委員十二人以内をもつて組織する。
- 3 前項の委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委任)

**第七条** この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

**附 則**(平成一二年三月二二日条例第三七号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**(平成一三年三月七日条例第一一号)

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条から第十五条までの規定は、同年四月一日から施行する。

#### 別表(第三条関係)

区分	一人一回につき		
	一般	小・中学生	団体 (二〇人以上)
常設展	一〇〇円		上記観覧料の八割に相当する額
特別展	一、〇〇〇円を超えない範囲内で開催ごとに教育委員会が定める額	五〇〇円を超えない範囲内で開催ごとに教育委員会が定める額	

#### 付記

- 1 「一般」とは、小・中学生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。
- 2 特別展の観覧料を納付したのものについては、常設展の観覧料を徴収しない。